

HADO公認チーム規約

2024年CLIMAXSEASON版

HADO大会運営チーム

第1条 HADO公認チームの定義

1.1 HADO公認チームとは、HADO大会運営チームがHADOの実力を認め、HADOの今後の発展に寄与すると判断したチームに対して発行する資格の事をいう。

1.2 HADO公認チームの所属プレイヤー及び運営スタッフは、HADOプレイヤーとしてプロフェッショナルであるという自覚とスポーツマンシップを持ち、常に技術の向上に努め、HADOの発展に寄与しなければならない。

第2条 HADO日本ランキングへの参加

2.1 HADO公認チームはHADO大会運営チームが定めるHADO日本ランキングへ参加しそのランキングをHADO公式WEBサイトや公式SNSなどで公表できるものとする。

2.2 HADO日本ランキングは日本のHADO公認チームを対象とし、出場した公式大会の成績に応じて付与されるHRP(HADO RANK POINT)のうち有効となるHRPの多さにより順位が決定されるものとする。

2.3 HADO日本ランキングの対象となるHRPは直近1年間(365日間)に出場した大会の中で、獲得したHRPが多い上位10大会分の累計HRPを有効HRPとする。

2.4 HADO日本ランキングの更新日は原則として毎週水曜日を目処に行うものとする。ただし諸般の事情により更新を遅らせる場合や、翌週に更新を行う場合がある。

第3条 HADO公認チームの編成

3.1 HADO公認チームに所属可能なメンバーの上限は6名とする。

3.2 HADO公認チームには所属メンバーとして監督、コーチ、マネージャーなどチーム運営スタッフをチームに所属させることができる。

3.3 HADO公認チームの所属メンバーは中学生以上でなければならない。

3.4 HADO公認チームの所属メンバーが満16歳未満で構成される場合、メンバーとは別にチーム代表者として保護者を登録しなければならない。

3.5 HADO公認チームの所属メンバーは他のチームと重複して所属してはならない。

3.6 HADO公認チームの所属メンバーは原則として日本在住者(国籍は問わない)でなければならない。

第4条 HADO公認チーム登録の内容

4.1 HADO公認チームの登録内容は以下の通りとする。

- ・ チーム名
- ・ チームの写真
- ・ チーム代表者の氏名(本名)
- ・ チーム代表者の住所
- ・ チーム代表者の電話番号
- ・ チーム代表者のメールアドレス
- ・ 報酬等の振込先口座情報
- ・ 全所属メンバーの氏名(本名)
- ・ 全所属メンバーのプレイヤーネーム(チーム運営スタッフは表示名)
- ・ 全所属メンバーの写真

4.2 使用できるチームの写真はチームメンバーの集合写真やチームのロゴ、所属メンバーの写真は個人の顔が判別できるものとする

顔写真の登録は、特別な事情がない限り全ての公認プレイヤーが登録しなければならない

特別な事情により顔写真の登録が不可能な場合は、その理由をHADO大会運営チームに申告しなければならない

顔写真の登録を行っていない場合はHADO大会運営チームより通達する

HADO大会運営チームより通達されたチームは、速やかに顔写真を登録しなければならない

4.3 使用できる写真やロゴは協賛企業、運営等への誹謗中傷を示唆する意匠が入ったもの、著作権を侵害するもの、公序良俗に反するもの、その他大会運営チームが不適切であると判断したものは認めない

4.4 HADO大会運営チームは、HADO公式WEBサイトやイベントに関わる制作物に以下の内容を使用できるものとする。

- ・ チーム名・チームの写真・全所属メンバーのプレイヤーネーム(チーム運営スタッフは表示名)・全所属メンバーの写真

4.5 HADO公認チームの登録内容を変更する場合は、HADO大会運営チームが提示す

る方法で申請し、HADO大会運営チームの承認を得なければならない。

4.6 運営スタッフを所属プレイヤーに登録を変更する場合、もしくは所属プレイヤーをチーム運営スタッフにする場合は、HADO大会運営チームが定めた移籍期間(オフシーズン)に申請を行わなければならない。

第5条HADO公認チーム名及びプレイヤーネーム/運営スタッフの表示名の制限

5.1 HADO公認チームのチーム名には、他の公認チームが使用している固有名詞を使用してはならない。

5.2 他者の固有名詞を許可なくHADO公認チーム名及びプレイヤーネーム、運営スタッフの表示名に使用してはならない。

5.3 HADO大会運営チームが社会的もしくは運営上不適切と判断した場合は、HADO公認チーム名及びプレイヤーネーム、運営スタッフの表示名を変更しなければならない。

5.4 HADO公認チームのチーム名は、全角/半角合計15文字以内文字以内でなければならない。

5.5 HADO公認チームに所属するプレイヤー名は、全角6文字以内文字以内/半角含む合計12文字以内でなければならない。

第6条 HADO公認チームになる権利の発行

6.1 HADO大会運営チームからHADO公認チームになる権利の発行を受けたチームは、それを受諾することでHADO公認チームになることができる。

6.2 HADO公認チームになる権利の発行を受けたチームに、未成年のプレイヤーがいる場合、受諾したことで保護者の同意を得たものとする。

6.3 HADO公認チームになる権利を発行する条件は以下の通りとする。

・希望プレイヤーからの申請があった場合

・ HADO運営事務局が今後も継続的にHADOの発展に寄与するチームだと判断した場合

・ その他、例外的にHADO大会運営チームがHADOの発展に大きく寄与するチームだと判断した場合

6.4 HADO公認チームになる権利の発行時と受諾時で所属メンバーが著しく変わっている場合や、HADO公認チームとしてふさわしくない行為を行った場合は、HADO大会運営チームの判断でHADO公認チームになる権利を剥奪することができる。

6.5 HADO公認チームを解除されたチームは、原則として解除日から90日間は発行条件を満たした場合もHADO公認チームになる権利が発行されることはない。ただしHADO大会運営チームがHADOの発展に大きく寄与するチームだと判断した場合、例外としてHADO公認チームになる権利が発行される場合がある。

第7条 HADO公認チームの解除

7.1 HADO公認チームは以下のいずれかに該当した場合、HADO公認チームを解除されるものとする。

・ HADO公認チームになる権利を受諾した日から1年間公式大会に出場していない
※ただし1年間公式大会に出場していなくともチーム継続の意思があり運営が認める場合はその限りとししない

・ 最後に公式大会に出場した日から1年間公式大会に出場していない
※ただし1年間公式大会に出場していなくともチーム継続の意思があり運営が認める場合はその限りとししない

・ HADO公認チームが解散申請を行い、HADO大会運営チームがそれを承認した場合

・社会的もしくはHADO公認チームとしてふさわしくない行為を行ったとHADO大会運営チームが判断した場合

7.2HADO公認チームを解除された場合、日本ランキング等の記録はリセットされ、再度HADO公認チームになった場合も引き継がれることはないものとする。

第8条 HADO公認チームへの加入及び脱退

8.1HADO公認チームの所属メンバーの加入または脱退をする場合は、HADO運営事務局が提示する方法で申請し、HADO大会運営チームの承認を得なければならない。

8.2HADO日本ランキング16位以上のチームに所属するプレイヤーは、HADO大会運営チームが定めた期間(オフシーズン)を除き、他のHADO公認チームに加入することはできない。

8.3HADO日本ランキング16位以上のチームに所属するプレイヤーでHADO公認チームから脱退した所属メンバーは、脱退したシーズン中は他のHADO公認チームに加入することはできない。

8.4HADO日本ランキング17位以下のチームに所属するプレイヤーは、HADO大会運営チームが定めた期間(オフシーズン)を除き、シーズン中1度のみ所属するチームを脱退し他のHADO公認チームに加入することができる。
(ただし直近1年以内にランキング16位以上の公認チームに所属していた場合は適用されない)

8.5HADO日本ランキング17位以下のチームに所属するメンバーは、シーズン中2度目以降に脱退したシーズン中は他のHADO公認チームに加入および新規HADO公認チームを結成することはできない。

8.6HADO大会運営チームが不適切と判断した加入及び脱退の申請は、HADO公認チームとHADO大会運営チームで協議を行い適切に対応するものとする。

8.7シーズン中にプレイヤーの加入及び脱退を申請する場合、大会開催週の水曜日23:59までに申請したのものに関しては当該週の大会までに承認を行う。これ以降に申請があった場合は、次週の大会開催週に承認を行う。

第9条 HADO公認チームの解散

9.1HADO公認チームを解散する場合は、HADO大会運営チームが提示する方法で申請し、HADO大会運営チームの承認を得なければならない。

9.2HADO日本ランキング16位以上のHADO公認チームが解散した場合、解散時の所属プレイヤー及び監督は、解散したシーズン中は他のHADO公認チームに加入および新規HADO公認チームを結成することはできない。

9.3HADO日本ランキング17位以下のHADO公認チームが解散した場合、解散時の所属プレイヤー及び監督は、解散したシーズン中に1度のみ他のHADO公認チームに加入または新規HADO公認チームを結成することができる。
(ただし直近1年以内にランキング16位以上の公認チームに所属していた場合は適用されない)

9.4原則として解散したHADO公認チームの再結成は認められない。ただし、HADO大会運営チームがやむを得ない事情での解散及び再結成だと判断した場合はその限りではない。

第10条 HADO公認チームの活動休止

10.1 HADO公認チームはHADO大会運営チームが定めた**移籍**期間(オフシーズン)に申請を行うことでチームを活動休止とすることができる。

10.2 活動休止中のHADO公認チームはHADO大会運営チームが定めた**移籍**期間(オフシーズン)に申請を行うことでチームの活動を再開することができる。

10.3 HADO公認チームを活動休止または活動再開とする場合はHADO大会運営チームが提示する方法で申請し、HADO大会運営チームの承認を得なければならない。

10.4 活動休止中のチームは保有するHRPや勝敗数などのチーム成績は保持したまま一時的にHADO日本ランキングから除外される。

10.5 活動休止期間は1シーズン毎とし、原則として最長1年間までとする。

10.6 活動休止のHADO公認チームのメンバーはチームを一時離脱することができ、一時離脱したメンバーは他のHADO公認チームに所属することができる。

10.7 活動休止中のチームには最低1名以上のメンバーが在籍していなくてはならず、且つそのメンバーは前シーズンに在籍していたメンバーでなければならない。

10.8 HADO公認チームが活動再開時には、活動再開時点での保有する有効なHRPにより暫定順位を決定し通知される。大会出場資格等はその暫定順位に準拠するものとする。HADO日本ランキングへの復帰は、活動再開後の翌ランキング更新日とす

るものとする。

10.9前シーズンの大会参加実績が2回未満のHADO公認チームはHADO運営事務局によって活動休止とすることができる。ただしチームに活動継続の意思がありHADO大会運営チームがそれを認める場合はその限りとしない。

第11条 HADO公認チーム及び所属メンバーへのペナルティ

11.1HADO公認チーム及び所属メンバーが本規約及び大会規約に違反したとHADO大会運営チームが判断した場合、ペナルティを与えることができる。

11.2与えるペナルティは、軽いものから順に警告、大会の失格、一定期間の大会出場禁止、無期限の大会出場禁止、HADO公認チームへの所属資格の取り消しがあり、悪質さ、影響の大きさなどを考慮し、審判及びHADO大会運営チームが決定する。

11.3同一のチームや人物が繰り返し本規約に違反した場合、より重いペナルティが与えられる。

11.4HADO大会運営チームは与えたペナルティを、HADO公式WEBサイトや公式SNSなどで公表できるものとする。

11.5ペナルティによって大会失格処分が下された場合、その大会で獲得したあらゆる権利や報酬獲得資格は剥奪される。

第12条 本規約の改定等

12.1HADO大会運営チームは、本規約を随時変更することができるものとし、変更後の規約については、電子メール、書面その他HADO大会運営チームが適切と判断する方法により通知し、通知した時点からその効力を生じるものとする。

お問い合わせ先

HADO大会運営チームMail:<hado_tournament@meleap.com>